

新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延の防止に関する措置等（第二において「新型コロナウイルス感染症等」という。）により経営に影響を受けた事業者の事業の運営に支障が生じないよう、その事業の規模に応じた必要かつ十分な支援を迅速に行うため、当該事業者に対する給付金の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一条関係）

第二 給付金の支給

1 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に本店、主たる事務所若しくは住所又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものを有する事業者であつて、新型コロナウイルス感染症等の影響により、政令で定める期間における連続する二月の期間（以下1において「対象期間」という。）における売上金額に

ついて、その影響を受ける前の政令で定める期間における対象期間に対応する連続する二月の期間の売上金額に比して百分の三十以上（当該政令で定める期間に事業を開始したことその他の政令で定める事由がある場合にあつては、これに準ずるものとして政令で定める程度）の減少があつたものに対し、その申請に基づき、当該事業者の事業の運営を支援するための給付金（以下「給付金」という。）を支給すること。ただし、年間の売上金額が相当程度多額であるものとしてその業種ごとに政令で定める額以上である事業者については、この限りでないこと。

2 給付金の額は、政令で定める期間（以下2において「支給対象期間」という。）における事業者の事業の用に供する不動産に係る賃料、事業に係る光熱水費その他の事業に係る固定費（人件費（雇用の安定を図るために事業者に対し給付を行う国の制度（以下2において「雇用安定制度」という。）において対象となる賃金、休業に係る手当その他政令で定めるもの（以下2において「対象外人件費」という。）に限る。）を除く。）で政令で定めるものの総額に、1の売上金額の減少の程度に応じて百分の四十から百分の九十までの範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額（支給対象期間について雇用安定制度により給付される額が支給対象期間における対象外人件費の額に当該政令で定める割合を乗じて得

た額に満たないときは、その差額を加えた額）とすること。ただし、その額が支給対象期間に応じて政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額とすること。

3 給付金の申請は、公認会計士、税理士、行政書士その他の政令で定める者（第三の1及び第五において「公認会計士等」という。）を経由して行うものとする。

4 1から3までのほか、給付金の支給要件及び額（新型コロナウイルス感染症等による事業者の経営への影響の緩和のための他の給付との調整を要する場合における支給要件及び額を含む。）、給付金の申請その他給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定めること。

（第二条関係）

第三 給付金の支給までの間における資金の迅速な確保

1 都道府県知事は、事業者が給付金の支給を受けるまでの間において金融機関による貸付け等を受けることにより事業の運営に必要な資金を迅速に確保することができるよう、金融機関及び第二の3により給付金の申請を経由した公認会計士等との連携その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、1の貸付け等について必要な債務の保証が円滑に行われるよう、事業者に関する信用補完事

業に関し財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第三条関係)

第四 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(第四条関係)

第五 報告

都道府県知事は、給付金の支給を受けた者又は第二の3により当該給付金の申請を経由した公認会計士等に対し、当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(第五条関係)

第六 都道府県の支弁

給付金の支給及びこの法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とすること。

(第六条関係)

第七 国の負担

国は、政令で定めるところにより、第六により都道府県が支弁する費用の全部を負担すること。

(第七条関係)

第八 事務の区分

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすること。

(第八条関係)

第九 罰則

1 第五による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処すること。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、1の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、1の刑を科すること。

(第十条関係)

第十 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第九は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 政府は、第三の1の貸付け等について必要な債務の保証が迅速かつ確実に行われるよう、事業者の信用補完のための制度について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。